

## 訪問看護ステーションにおける認定看護師資格取得支援事業 Q & A

(補助金の対象期間)

Q1. 本年度新たに補助金を申請することができるのは、どの期間の教育課程を受講する場合ですか。

A1. 本年度新たに対象となるのは、原則として、令和6年4月1日以降の令和6年度内に、入学金、授業料及び受講料を支払い、令和6年度又は令和7年度内に教育課程を受講する場合です。

(分野)

Q2. どの分野の認定看護師資格及び特定行為研修の受講科目が対象になりますか。

A2. 認定看護師資格…「訪問看護」、「皮膚・排泄ケア」、「認知症看護」、「緩和ケア」  
特定行為研修…「共通科目」、「在宅療養にかかる科目」  
※特定行為研修の「在宅療養にかかる科目」については、恐れ入りますが、東京都まで御相談ください。

(みなし指定)

Q3. いわゆる「みなし指定」で訪問看護を行っている事業者は、本補助金を利用することはできますか。

A3. 利用することはできません。  
介護保険法第71条に規定する指定居宅サービス事業者の特例に基づく指定による事業者は、補助の対象とはなりません。

(対象経費)

Q4. 認定看護師資格取得において、「入学金」、「授業料」はこの事業に申請していなかったが、「給与費」と「認定審査料」のみ、この事業に申請することはできますか。

A4. 3か年を一つの事業期間とし、原則はすべての対象経費について利用する必要があります。  
ただし、事業者によって資格取得を目指す職員に対する助成制度が異なることを考慮し、事業所で負担をしない経費を0円とした事業計画書を提出していれば、一部の経費のみの利用も認めています。

(補助対象経費)

(認定看護師 Q&A)

- 1 入学金
- 2 授業料
- 3 認定看護師教育課程受講期間中の受講者に係る給与費又は代替看護職員給与費
- 4 認定看護師認定審査料

(教育機関)

Q5. 都内の教育機関での受講のみが対象でしょうか。

A5. 全国の教育機関での受講が対象となります。

なお、教育機関及び開講状況等の最新情報については、日本看護協会 HP 等で確認してください。

(対象職員の勤務形態)

Q6. 対象職員（受講生）について、勤務形態や勤務年数等の条件はありますか。

A6. 条件はありません。常勤・非常勤の別を問わず、勤務年数も不問です。ただし、申請者多数の場合は、選考にあたり考慮させていただく場合があります。

(経費の負担方法)

Q7. 当事業所では、教育課程を受講する職員に対し給与を支給し、入学金、授業料及び認定審査料については職員本人と事業所で2分の1ずつ負担します。この場合もこの事業を利用することはできますか。

A7. 利用できます。

ただしその場合、補助対象となるのは、事業者が負担した額のみとなります。受講生の負担分については、補助対象となりません。

(経費の負担方法)

Q8. 当事業所では、まず、受講生が入学金や授業料を立て替えて、年度末までに事業所に費用を請求し、請求後、事業所から受講生に対し満額を支給する予定です。このような場合は、補助金の申請をすることはできますか。

A8. 対象となる費用について、年度内（令和7年3月31日まで）に、事業所から受講生に対して支払いが済んでいれば、補助の対象となります。

(補助金の対象者)

Q9. 教育課程を受講する職員に直接手続きをとらせて、この職員に対して補助金を渡してもらえますか。

A9. 受講者に対し、直接補助金を交付（振込等）することはできません。

この補助金は、訪問看護事業者が実施する、職員に対する認定看護師資格取得及び特定行為研修受講支援の取組に対し補助をするものであり、補助対象はあくまでも事業者となります。

(教育課程の休学)

Q10. 教育課程に入学したが、休学等により年度内に修了できなかった場合は、どうなりますか。

A10. 教育課程の受講を、その年度内に修了することが条件なので、その場合、補助金は交付できません。

すでに入学金、授業料及び給与費等の補助金が交付されていた場合、すべて返還していただきます。単位不足等により、年度内に修了できなかった場合も同様です。

(認定審査の不合格)

Q11. 認定審査料について交付決定まで受けていたが、認定審査に不合格だった場合、どうなりますか。

A11. 認定審査料については、実績報告で0円の報告をしていただき、補助金の支出はしません。

ただし、教育課程を年度内に修了している場合、入学金、授業料、給与費等については返還の必要はありません。

(2回目の認定審査)

Q12. Q10の後に、次年度の認定審査に合格した場合は、補助金交付の対象となりますか。

A12. 補助対象とはなりません。

教育課程修了後、ただちに認定審査に合格することが条件となります。

(各事業所の申請人数)

Q13. 同一事業所から同じ年度に、2名以上申請することはできますか。

A13. 2名以上申請することは可能です。ただし、2人目以降は優先順位が低くなります。例えば、認定訪問看護師が現在未配置である事業所が2名申請した場合、1名は認定訪問看護師が現在未配置の事業所として優先となりますが、もう1名は認定訪問看護師が既にいるところとみなして、選定します。

2名以上申請する場合は、交付申請を提出する際に、優先順位を添付資料として提出してください。

(職員の途中退職)

Q14. 入学金・授業料・給与費・受講料の補助を受けていたが、職員が研修を受講している途中で退職してしまった場合、補助金は返還となりますか。

A14. 「事業所が雇用している看護職員であること」という補助の要件から外れてしまいますので、補助金を返還していただきます。

(職員の途中退職)

Q15. 入学金・授業料・給与費の補助を受け研修を修了したが、認定審査の合格発表前に、職員が退職してしまった場合、補助金は返還となりますか。

A15. 研修受講を修了しているのであれば、入学金・授業料・給与費の返還にはなりません。ただし、認定審査料については、交付されません。

(対象経費について)

Q16. 認定看護師教育課程及び特定行為研修受講期間中の受講者または代替職員に係る給与費に法定福利費分は含まれますか。

A16. 給与費については、給料、報酬、賃金、法定福利費、福利厚生費、賞与及び手当についても対象経費とすることができます。

《補助事業共通事項編》

(補助事業とは)

Q1. そもそも、補助事業とはどのようなものですか。

A1. 東京都の行う補助事業とは、補助対象者が行う事務又は事業に対して、都がこれを助成（あるいは奨励）するために、財政的な援助として補助金を交付する事業のことです。

(監査)

Q2. 補助金を申請して交付を受けると、後年、東京都の監査を受けると聞いたのですが、本当ですか。

A2. 本当です。

ただし、監査対象は年度により異なりますので「必ず」ではありません。

※ 東京都監査事務局が実施する監査は、都が補助金等を交付している団体に対し、都の補助金が正しく使われているかどうかをチェックするために行われます。

このため、もしも監査の対象となった場合には、対応にご協力いただくことは当然ですが、補助金を申請する時点から、将来の監査に備えた書類の整理・管理をお願いします。

(関係書類の管理保管)

Q3. 補助金の書類は、何年間保管する必要がありますか。

A3. 事業者は、補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類（※）を整理し、これらの帳簿・書類を、事業完了後5年間保管しておかなければなりません。

※ 領収書や給与明細など

(補助金申請手続)

Q4. ぜひ補助金を活用したいのですが、具体的にはどのような手続が必要ですか。

A4. 補助金の交付を受ける場合、年間を通じて東京都と書類のやり取りが必要です。

(申請手続きの流れについては実施スケジュールを参照)  
(補助金の返還)

Q5. 補助金を返還する場合とはどのようなものですか。

A5. 補助事業の目的を達成できない場合、すでに交付した補助金を返還していただきます。

例えば、交付決定の際に条件を付している事業は、その条件を達成できない場合に返還金が生じます。

例) 認定看護師資格取得支援事業の場合

「入学金」、「授業料」及び「給与費等」について、研修受講年度内に当該受講を修了すること。

(補助事業の中止等)

Q6. 既に交付決定を受けた補助事業を中止、または廃止する場合は、承認が必要ですか。

A6. あらかじめ知事の承認を受ける必要があります。

(事故報告)

Q7. 事故報告を要するのは、どのような場合ですか。

A7. ①補助事業が予定の期間内に完了しないとき、②補助事業を中止または廃止しようとするとき、③補助事業の遂行が困難になったとき です。

あらかじめ、理由及び遂行見通し等を書面により報告する必要があります。

(申請手続等について)

Q8. 補助金の申請に当たって、マイナンバーを提示することはありますか。また、添付資料にマイナンバーが記載されていることが必要ですか。

A8. 本事業ではマイナンバーの提示を求めることはありません。また、添付資料についてもマイナンバーの記載がないものを用意してください。